



全国初! 三重県警察で

交通信号工事士が

必須条件に!

お知らせ

当協会の最重要課題の一つである「交通信号工事士」資格が全国で初めて三重県警察にその重要性和必要性を認められ、仕様書に明記されました。

採用していただいた仕様は、「平成31年度 三重県警察交通信号機仕様書」と「平成31年度 三重県警察交通信号機等保守点検委託仕様書」に記載され、当該資格を有する者でなければ業務に従事できない旨が条件として記していただきました。

三重県警察様には、さらにこの資格の重要性を深く理解していただき、上級幹部の方々にも「交通信号工事士」検定を多数受験、取得していただいております。

当協会では、交通信号施設工事に従事する人材の育成と能力向上を目的に、独自の認定資格として平成23年度に交通信号工事士』制度を創設いたしました。そしてその『交通信号工事士』の技術向上、最新技術の取得、新人教育等を目的として、全国から選りすぐった交通信号工事士の技術を競うことにより、その目的を達成するために平成25年度から「交通信号工事甲子園」を毎年開催しております。

また、三重県警察に対しましては、交通信号機の技術、知識をより深く理解していただくために三重県警察学校での専科教養において、制御機の仕組み、操作方法、故障時の対応、運用方法等の講習を継続して実施しております。

当協会が設立されてから10年が経過します。やはり社会が動く、人が育つには10年が必要なのかもしれません。

また、平成31年4月30日で平成が終わり5月1日から新しい元号が始まります。当協会も新元号の始まりと同じく、新しく大きな目標に向かって会員各位が一丸となって進んでいこうではありませんか。

交通信号工事士検定

交通信号施設工事に従事する人材の育成と専門能力の向上を目的に当協会独自の認定資格として「交通信号工事士」を創設し、毎年8月第一日曜日に検定を実施しております。「第一種交通信号工事士及び第二種交通信号工事士」とも

今年度は **8月4日(日)**に実施します。

会場等詳細はホームページをご覧ください。

交通信号機等保守点検委託仕様書

三重県警察交通信号機工事仕様書(3ページ目)

- 1 業務名
平成31年度 交通信号機等保守点検委託業務
- 2 保守点検委託業務の期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間
- 3 保守委託業務の対象
 - (1) 対象地域
桑名警察署、いなべ警察署、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、伊賀警察署の管轄地域
 - (2) 対象機器
別添「交通信号交差点員数一覧表」記載の交通信号機等、付属機器並びにケーブル類
- 4 保守点検委託業務の内容
 - (1) 保守点検
別添「点検基準」記載のとおりとし、本業務を適正かつ円滑に執行するため、必要な体制、人員及び装備資機材を確保すること。
なお、受託者は、(一社)全国交通信号工事技術普及協会が認定する「第1種又は第2種交通信号工事士」又は(一社)交通工学研究会が認定する「TOP資格」を有する者(以下「有資格者」という。)を本業務に従事させるとともに、各種報告書に「有資格者」の確認印を押印すること。
 - (2) 障害対応
ア 委託者のほか受託者の業務を通じて、対象機器に関する障害が発生し、又は障害の発生が予想される状況を認知した際は、担当者を経由して委託者及び所轄警察署長に速報し指示を受けるとともに、復旧に必要な体制及び必要な装備資機材を確保し、速やかに障害の復旧に当たること。
イ 受託者の応急の復旧で各機器の「点検基準」を満たさない場合は、受託者はその後においても引き続き「点検基準」を満たした機能回復に当たること。
ウ 復旧作業は仮復旧を除き、三重県警察の発注する交通信号機修繕工事に規定する「交通信号機工事仕様書」に定める基準を満たすこと。
エ 障害が即日に復旧しない場合は、当該交通信号機等の機能を損なわない仮復旧を実施するとともに、前記アの報告を行い、その指示に基づき措置すること。

-1-

- 受注者は、当日の工事の詳細を前日までに監督員に連絡し、指示を受けるとともに工事の進捗状況を報告すること。
- (3) 工事現場の管理
工事をを行うに当たっては、当該場所及び当該工作物を管轄する機関の定める許可条件に従うとともに、工作物の建築限界及び電気設備の技術基準を遵守すること。
ア 工事をを行うときは、当該許可証を携帯すること。
イ 受注者は、工事現場責任者を選定の上、工事中は現場に常時配置しなければならない。
ウ 工事に当たっては、(一社)全国交通信号工事技術普及協会が認定する「第2種交通信号工事士」又は(一社)交通工学研究会が認定する「TOP資格」を有する者が従事すること。
エ 工事現場責任者は、労務の安全及び道路使用の適正、交通の危険防止、公害防止など工事現場の管理に対し、常に万全を期さなければならない。
オ 工事が完了したときは、化設備物の撤去、後片付け及び清掃を行うこと。
- 10 他工事との競合
他工事と競合する場合は、監督員の指示に従い、関係受注者と協議の上施工すること。
(1) 工事の支障となる障害物は、監督員の指示によって処理すること。
(2) 電気工作物、給排水管、ガス管等既存の設備に影響を及ぼす場合は、当該管理者の立会を求めること。
(3) 工事の施工中に他所管工作物に損傷を与えた場合または第三者の生命、身体に危害を与えた場合は、監督員に報告の上速やかに処理し、その責任は全て受注者が負うものとする。
- 11 工事の完成
(1) 完成及び手直し工事
ア 工事完成に際しては、工事完成報告書を提出し検査員立会の上、工事の完成検査及び主要機器の性能試験並びに設備の総合試験をし、合格した後引渡を行う。
イ 検査の結果手直し工事を指示された場合は、速やかに所定の工事を完了すること。
(2) 写真の撮影、提出
ア 受注者は、交通規制標に名刺判程度の写真(着手前、工事中、完成)を、提出すること。
イ 完成後、容易に確認したい箇所は、寸法が判るような写真とすること。
- 12 発生材の処理
工事施工に伴う既存施設の撤去品、その他により生じた発生材は、再使用可能材のみ整理の上、指定された場所へ返納すること。その際、撤去品の明細書を提出すること。再使用不可能材については、責任を持って処分すること。
- 13 工事材料については、設計書に示された仕様と同等以上のものであれば、可能な限り県内産品を使用すること。
- 14 使用材料については、特に指定されたもの以外は次のとおりとする。
(1) 信号ケーブルの種別は原則として次によるものを使用すること。
SSケーブルについても下記の規格と同一規格とする。なお、指定により銅巻きケーブルを使用することができる。

-3-

交通信号工事士証

交通信号工事士検定合格者に対して交通信号工事士証を交付しております。平成30年度から第1種交通信号工事士を創設するとともに第1種交通信号工事士証を交付しております。



TSE(第1種交通信号工事士)証



TSE(第2種交通信号工事士)証



ヘルメットに貼付した状況

お問合せ先

〒130-0026 東京都墨田区両国二丁目1番4号
 一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会事務局
 TEL:03-6659-3586 FAX:03-3846-5582
 URL: <http://www.zenshinko.jp> E-mail: info@zenshinko.jp